兵庫・雲晴寺近世墓群

1 所在地　兵庫県明石市人丸町
2 調査期間　二〇〇三年（平15）一〇月～二〇〇四年一月
3 発掘機関　明石市立文化博物館
4 調査担当者　稲原昭嘉
5 遺跡の種類　寺院跡・墓地
6 遺跡の年代　江戸時代～近代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

雲晴寺は、明石城郭の東方に位置し、武家屋敷の東を南北に走る外堀の東約五〇ｍに位置する。大久保忠職が城主の時代（寛永一六年〈一六三九〉～慶安二年〈一六四九〉）に描かれた『播州明石城図』には、東西に走る通りから北に参道がのび、南向きに「雲晴寺」との表記が認められる。その西と北には家臣の屋敷地がめぐり、通りより南には足軽屋敷が配置されている。雲晴寺の東には「本性寺」、北には「三乗寺」が記されており、周辺に寺が集中していたことが窺える。

（明石・須磨）

寺伝によると、慶長一八年（一六一三）牧野氏の開基、能山侃芸の開山で、その後、明石城主大久保忠職（季任）が里見安房守忠義（法号雲晴院殿心窓賢食大居士）の菩提のため、当寺を再建したとある。一九三六年に堂宇腐朽のため再建された本堂は、一九四五年の空襲で山門を残してみな灰燼に帰した。その後再建されたが、一九九五年の震災で損壊を受け、その状態のまま今日に至っている。

調査地点は、段丘崖下の沖積地上に立地しており、標高は約三ｍ前後である。かつて本堂が建っていた部分と、その北と西に拡張した箇所に調査区を設定した。

調査の結果、江戸時代以降の本堂跡、庭園遺構、墓壙が検出された。本堂跡は調査区南東部で三面見つかった。最も新しい第一面では、江戸時代の墓石を組み合わせた一辺一ｍの礎石が二ｍ間隔で置かれていた。周囲は火を受けていることから、戦災で焼失した昭和初期の本堂跡と考えられる。第二面では、一辺四〇㎝の縁側の束石が約二ｍの間隔で南北に並び、北端で東方向に直角に曲がることが確認された。その周囲には幅約一ｍの雨落溝がほぼ並行して走る。大久保忠職再建の本堂に関わる遺構と考えられる。第三面では、幅六〇㎝の溝が南北方向に二条平行に長く延びている。溝の間隔は約四ｍである。溝に並列して柱穴が認められ、江戸時代初期の本堂の

一部と考えられる。

調査区北東部の本堂北側では、中島をもつ池の西南部が検出された。中島へは、長さ約一・五m幅四〇cm厚さ二〇cmの花崗岩の切石が渡されていた。中島の裾部には弧を描くように一辺二〇cmの石が並べられ、その際に幅三〇cmの平坦面が形成されている。平坦面から西へ傾斜して落ち、その斜面に一辺二〇cm大の石を並べて護岸としていた。また、この斜面から一〇m西で、池の西肩が検出された。斜面下に杭を打ち、横木を設置していた。池の深さは約一mで、下部に泥質土が堆積しており、滞水化していたものとみられる。埋土からは、江戸時代前期以降の遺物が出土している。

調査区北西部では、土壙墓が計四九基検出された。その内訳は、桶棺四四基、長方形木棺二基、方形木棺二基（うち一基は内部に桶棺を納めた二重棺）、甕棺一基である。桶棺は、口径五〇～六〇cm高さ六〇～七〇cmのものと、口径三五cm高さ四〇cmのものの二種類に分類される。これらの桶棺のうち、蓋を有するものは二七基認められた。また、内部に骨が残存していたものが二三基あった。概して、小児用とみられる小桶内での骨の残存度は低かった。骨の出土状況から基本的に屈葬されていたことがわかる。副葬品には、数珠玉・寛永通宝・木製玩具・櫛・扇子・硯・土師器皿・卒塔婆などがある。陶磁器では、唐津椀・皿、肥前系磁器椀、備前焼壺などがあり、時期的には一七世紀前葉から明治期までのものが認められている。墨書は、棺内に納められた木札と、桶の蓋裏に被葬者の氏名や没年月日を記したもの、桶の側板に「前」「〇」と頭位を示したものなどがある。遺構番号のSTは土壙墓を示す。

従来寺内に存在する墓碑銘によって、江戸時代初期以降の明石藩の主要な家臣が葬られた墓であることが知られていたが、今回の墨書された木棺などの発見により被葬者を特定することができ、墓石の銘から知られていた人物との対応や、その埋葬形態や副葬品から武家階級の墓制のあり方をより詳細に辿ることができるようになった意義は大きい。

8　木簡の釈文・内容

ST六一

(1)　「之祖母也　雲晴寺織田左衛門平常芳　本同所大蔵谷葬禅宗　十七壬子年行年七十七歳　郡出生於播州明石城下享保　津田民部平冨信妻越前大野　久昌院者小泉清右衛門長久女」　185×244×10　061

ST六七

(2)

・□白雲自□〔去カ〕来相値量外貞寿禅尼十有……＝
＝詳辰薦福之塔」

・、〔龍カ〕
□弘化第三□□丙午閏五月初□□　功徳
□……＝
□主
＝□弥兵衛　」

(581＋201)×93×9　061

ST二七

(3)

「□□□十□
武州江戸□産
以江武功□名
播州明石為官士
□□寿伯貞宜
行年九十一□而」

径615×厚12　061

ST二八

(4)

「竹内甚平諱高寧父甚五左衛門平
高喜島仲氏鎮二子為甚五左衛門高規
義子高寧母高規女高寧以寛政三年
辛亥十一月廿一日誕慶応四年戊辰正月廿
七日病卒寿七十有八法諡忠倫院賢巌
貞良居士葬城東雲晴寺先塋之側
後有土木之事幸無動棺地是祈
哀子竹内束高操泣血誌　」

332×251×16　061

ST二九

(5)

「　于時明治四十三年
二月二十四日慢性高□
爰ニ罹死葬　於大明
石村月江山雲晴寺
年已七拾弐歳午
前三時黄泉至　」

径558×厚10　061

(6)

・佉伽羅婆阿経曰□
而所
・江月照松風吹永

(529)×100×20　061

ST一六

(7)

「于茲葬者播州明石
官士庄林宇右衛門
貞盈之二男三宅
竹五郎也臥痘瘡
病無薬功而終享
保二十一丙辰歳正月
二十二日行年二歳而
死畢同郡葬月江山
雲晴寺之地内也　」

径384×厚22　061

ST三一

(8) 「維孝今枝氏名丈助諱正景寛
保三年癸亥正月十九日生然至于
卒之間事長焉以故不詳茲寛政三年
辛亥病而卒歳四十九實八月十六日也葬于
赤石郭東雲晴寺法諡具碑面云
たれ人にてもあはれみてうつし
候へ
哀子今枝三卯右衛門正俗
泣血謹誌」　径608×厚22　061

ST四一

(9) ・人身
成仏夭光院萃容妙薫大姉
・成仏名残苔所露明　(665)×99×20　061

(10) ・「大円鏡遠□
霊位
・「　□人　(554)×98×22　061

ST四九

(11) ・「奉納四国八十八ケ所順拝
弘化五年□□
戊申正月□□　」
・「□□　」　184×60.5×6　011

(12) ・「摂州大坂住
願主伊丹屋与市」
・「□□□□□」(天地逆)　184×60×6.5　061

ST〇五

(13) 「明治三十五年□三月　同行二人
奉納四国八十□(八カ)箇所順□(拝カ)
兵庫県明石材木□　□(新カ)田ヤヱ　」　181.5×60×5　011

(14) 「明治三十□年□□月　同行二人
奉納四国八拾八箇所順拝
兵庫県明石材木町　□(新カ)田ヤヱ　」　182×60×6　011

ST〇三

(15) 「前」　径117×高438　061

(1)は墨痕が明瞭で、資料の状態も良好である。方形棺内に納められた桶の蓋裏に書かれている。境内にある久昌院の墓石には、「久昌院殿桂窓義芳大姉　享保十七壬子年八月十二日　織田左衛門平常寿建之」と刻まれている。

(2)は、二片とも上下両端が欠損する。直接は接合しないが、同一資料の断片と考えられる。墨痕は擦れて判読が困難である。

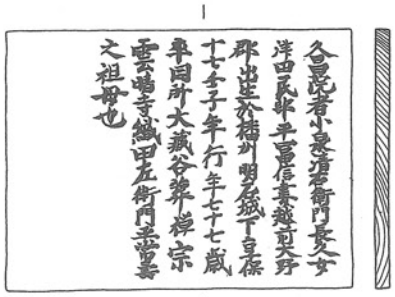

(1)

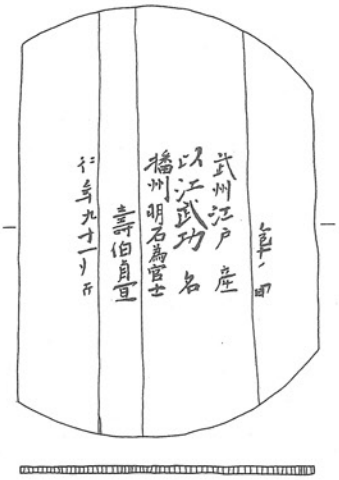

(3)

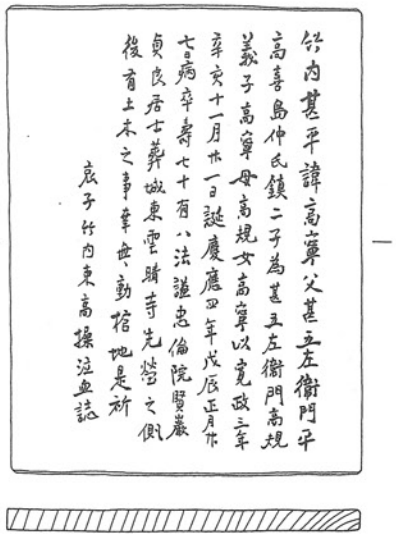

(4)

(7)

(5)

(8)

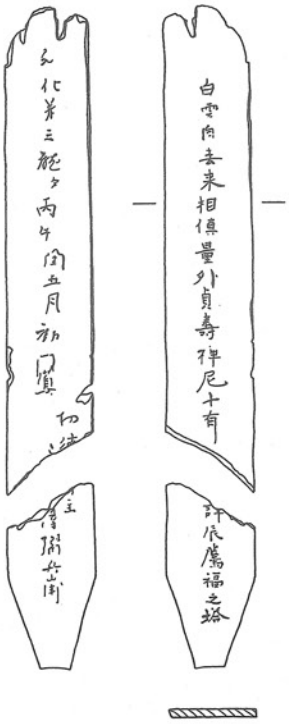

(2)

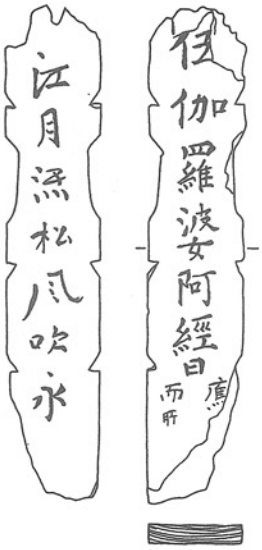

(6)

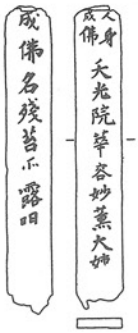

(9)

(15)

(12)

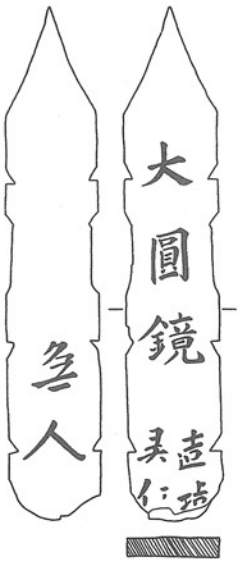

(10)

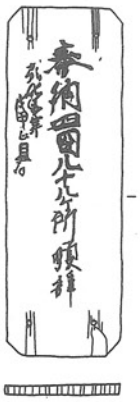

(11)表

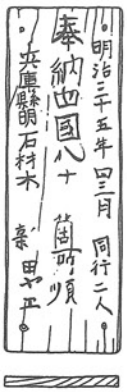

(13)

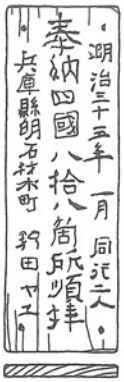

(14)

(3)は、蓋の左右が欠損している。墨痕は擦れて判読が困難である。この墓の上部から出土した縦三七cm横四七cm厚さ八cmの砂岩製の石碑には、享保一三年（一七二八）六月に九一歳で亡くなった庄林八左衛門貞宜の経歴が記されていた。蓋裏の墨書の内容がこの碑文と一致する点からST二七には庄林八左衛門貞宜が葬られていることがわかる。貞宜は、『東播秘談』に「庄林八左衛門後寿伯といふ」とある。

(4)は、墨痕は明瞭で資料の状態も良好である。竹内甚平高寧は墓石も残されており、桶蓋の文とほぼ同内容の銘が刻まれている。石碑に、同氏は安政六年（一八五九）に三〇〇石の禄高を受けたことが記されている。文久三年（一八六三）の『明石名勝古事談』によると、「中老」を勤めていたとある。

(5)は、一部欠損している。墨痕は擦れているがほぼ判読できる。

(6)は、上下両端が欠損し、墨が流れてしまっている。卒塔婆の断片。

(7)は、墨痕は明瞭で、資料の状態も良好である。釘痕が七カ所あり、桶縁が接していた痕が残る。この墓に葬られた庄林宇右衛門貞盈は、(3)に見える貞宜の子であり、享保一五年（一七三一）の御家中知行高によると、御番組を勤め、一三〇石取りの家臣であったことがわかる。

(8)は、三枚の板で構成された桶蓋である。状態は良好で、墨痕も明瞭である。釘痕が八カ所ある。雲晴寺の墓石から、今枝丈助正景は、今枝半太夫正時の子であることがわかる。正時は『西摂大観』（郡部）の「松平家年譜」に組頭としてその名が見える。

(9)は、上下両端が欠損しているが、墨書は完存している。卒塔婆の断片。

(10)は、下端が欠損している。墨は流れてしまっている。

(11)～(14)は、墓内に収められた巡礼札である。(11)と(12)、(13)と(14)の二枚組でそれぞれ一つの墓内から出土している。墨が流れ出るなど、墨痕の状態が悪いので判読が困難である。(11)(12)には五カ所、(13)(14)には四カ所の釘孔がある。

(15)は桶の側板に頭位の方向を記したもの。

なお、釈読にあたっては、兵庫県立図書館の宮本博氏のご教示を得た。

（稲原昭嘉）